

陳 情 書 綴

(陳情第 67 号～第 84 号)

令和 3 年第 4 回 市議会委員会審査分

堺 市 議 会

目 次

陳情第 67号	特別定額給付金について……………	1
陳情第 68号	行政にかかる諸問題についてのうち第1～4項……………	3
陳情第 69号	行政にかかる諸問題についてのうち第1・2項……………	9
陳情第 70号	難聴者施策についてのうち第1項……………	13

(議会運営委員会)

陳情第 71号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	15
---------	------------------------------	----

(総務財政委員会)

陳情第 68号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	3
陳情第 69号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	9
陳情第 71号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	15
陳情第 72号	障害者施策等の充実についてのうち本委員会所管分……………	21
陳情第 73号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	29
陳情第 74号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	35

(市民人権委員会)

陳情第 68号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	3
陳情第 69号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	9
陳情第 71号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	15
陳情第 72号	障害者施策等の充実についてのうち本委員会所管分……………	21

(健康福祉委員会)

陳情第 68号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	3
陳情第 69号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	9
陳情第 70号	難聴者施策についてのうち本委員会所管分……………	13
陳情第 71号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	15
陳情第 72号	障害者施策等の充実についてのうち本委員会所管分……………	21
陳情第 73号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	29
陳情第 74号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	35
陳情第 75号	児童発達支援センターの充実について……………	39
陳情第 76号	受動喫煙対策について……………	41

陳情第 77号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	45
---------	-------------------------	----

(産業環境委員会)

陳情第 68号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	3
陳情第 71号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	15
陳情第 73号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	29
陳情第 74号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	35

(建設委員会)

陳情第 68号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	3
陳情第 69号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	9
陳情第 71号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	15
陳情第 72号	障害者施策等の充実についてのうち本委員会所管分	21
陳情第 73号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	29
陳情第 74号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	35
陳情第 78号	交通対策について	47
陳情第 79号	公共交通について	49
陳情第 80号	公共交通について	51

(文教委員会)

陳情第 68号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	3
陳情第 69号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	9
陳情第 71号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	15
陳情第 72号	障害者施策等の充実についてのうち本委員会所管分	21
陳情第 73号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	29
陳情第 74号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	35
陳情第 77号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	45
陳情第 81号	教育環境の整備について	53
陳情第 82号	公立幼稚園について	55
陳情第 83号	放課後施策について	57
陳情第 84号	放課後施策等について	61

特別定額給付金について

陳 情 者 愛知県安城市

社会の歪を鋭く追及 政策提言する世直し集団「一輪のバラの会」

代表 加藤 克 助

特別定額給付金の再度実施について求める意見書を堺市議会が政府に提出に関する陳情

陳情の内容

政府は令和2年に特別定額給付金を国民に支給しました。総務省の去年の定額給付金の統計では一人10万円で約13兆円と発表されています。又民間のアンケートでは消費は3割で他貯蓄に回されたと答えています。国税局の（民間給与実態統計調査）では低成長時代を反映し、給与所得者数約5,000万人の給料は過去10年間一定水準に留まっています。

再実施する特別定額給付金は10万円支給の資料に基づき、一人30万円を支給し、費用は約39兆円です。又政府は経済対策をする予定ですが、国民皆一人一人にいきわたらせる事が大切と思います。

又国民には約2,000兆円の金融資産があります。政府は救国国債を40兆円発行し、条件は長期、無利子、期限付きで発行し消化できない時は、日本銀行が直接買い入れる事、このようなことを実行すれば、国栄えて民減ぶは起きないと思います。

<陳情事項>

令和2年4月20日に閣議決定した特別定額給付金は、政府が見えざる敵に対して国民が一致団結して立ち向かおうと実施致しました。令和3年度も同じく特別定額給付金の再度実施を求める意見書を堺市議会は政府に提出して下さい。

受理年月日 令和3年8月12日

行政にかかる諸問題について

陳 情 者 堺市北区

新日本婦人の会 堺支部

代表 高 宮 洋 子

長川堂 いく子

畠 山 久 子

滝 口 和 美

谷 原 朝 子

陳情の内容

私たち新日本婦人の会は、子育て世代から高齢者世代までの各世代の会員が、平和、暮らし、子育て、老後の問題など、女性ならではの様々な問題についての願いや要求を取りあげ、日常的に草の根の運動を進めています。もっとも身近な市政に対しては、政令市の権限と財源を大いに活かし、格差のない市民主体で誰もが安心して暮らせる堺市であってほしいと切実に願っております。

また国に対しても、今後のコロナ感染拡大に備え、医療体制、保健所体制、感染対策などの拡充を求め、また生活保障など堺市独自の対策も強めてください。

温暖化による異常気象や南海トラフの地震対策など、いつ起こるかわからない災害から命を守るための施策も必須です。

社会保障など堺市の優れた施策はさらに前進させ、政令市「堺」の市政が真に市民のための自治体として目に見えるよう「自治体と市民の繋がりの強化」「安全・安心の街づくり」「福祉の充実」「子どもの笑顔あふれる町づくり」の実現を願い、ここに陳情いたします。

<陳情事項>

1. 75歳以上の医療費の2割負担は後期高齢者が必要とする受診が抑制される事態が予想されます。医療費の2割負担を撤回するよう議会として引き続き国・大阪府に要望してください。
2. 「核兵器禁止条約」が55か国の批准で実行されることになりました。唯一の被爆国である日本の国民の72%が批准を望んでいます。民意を尊重し、議会として日本政府にこの条約の署名と批准を働きかけてください。

3. 私たちは憲法、とりわけ9条を守り生かすための草の根の取り組みを日常的に行なっています。軍事力の威圧で他国を制圧するのではなく、外交で平和な国際協力を求め、日本が戦争する国にならないよう「憲法9条」を堅持する立場を議会として示してください。
4. 突出する防衛費を減らし、コロナ禍において市民の暮らしに予算を増やすよう、議会として国に要望してください。

総務財政委員会審査分

5. 堺市では個人情報を取り扱う業務委託を行う際に「堺市個人情報取扱事務の委託等に関する基準」に基づいて契約し、必要に応じて個人情報を扱う施設の実施調査をしたり、事故を起こさないように指導監督を行っている前回も、前々回も同じ回答をいただきましたが、堺市民の情報はどれ位の業者に委託され、実施調査や指導・監督をどの様に行っておられるのか具体的に教えて下さい。
6. 10月からリニューアルされた「広報さかい」は読みやすくなりましたが、さらに内容の充実を求めます。総字数や広告スペース、写真の使用など新旧の文字数を数字でお示してください。
7. 堺市長は2月に突如「堺市財政危機宣言」を発表し、10月に「財政危機脱却プラン」(案)を提案されました。このプランの内容は、いきなり市民向けの施策に大ナタをふるったような予算削減案で、どれをとっても自治体つぶしと言っても過言ではありません。市民サービスや自治体としての機能を低下させ、市民の共有財産である市の所有地の売却を進め、堺の歴史や文化の継承を後退させ、都市の品格やイメージを大きく損なうものです。市長や区長が一部の自治会の代表に説明をただけで、また11月号の「広報」に掲載し、11月18日㍻切のパブリックコメントを募集するのには納得できません。市民に丁寧な説明をし、時間をかけて十分な議論をすべきです。

まず脱却プランについて陳情します。

- (1) 「財政危機」の根拠を他の政令市と比較してお示してください。
- (2) 税の涵養のために掲げられているインバウンド政策であるアゴラ堺関連の事業から得られる税収入の現時点での見込みの金額を教えてください。
- (3) 大仙公園も気球の工事が始まりました。今小学生たちの遠足でにぎわいはじめています。広いとは言えない公園にこの気球設置は環境への影響が懸念されます。SDGsの観点からも検討すべきです。
- (4) 市民にとって区役所の相談時間はセーフティーネットを保障する役割を持つ窓口です。その機能と時間を減らさないでください。
- (5) おでかけ応援制度は高齢者層にとって健康寿命をのばす希望の制度です。引き続き65歳

からの適用、さらに、障がい者・児などにもひろげていくことを望みます。

- (6) 泉北高速鉄道通学費用負担軽減事業現行通り継続してください。
- (7) 財政危機脱却プラン（案）にも市有地の売却で駅周辺の開発や「市街化調整区域」の見直しで乱開発による環境破壊が気になります。前回の大泉小学校跡地売却についても、市内での活用方法と検討に、今までの地域からの要望が反映していたのか、関係団体への説明がどのように進められたのかなどの経過が明らかにならない回答には納得がいきません。
8. 自衛隊員募集のために使われる名簿の提供について、除外を希望する人には除外できることを広報などで周知してください。
9. 突出する防衛費を減らし、コロナ禍において市民の暮らしに予算を増やすよう、市として国に要望してください。
10. 高齢者や障害のある方が投票しやすい条件を整えるための対策を引き続きすすめてください。今回の総選挙では急な日程で、広報が届くのが投票日の5～7日まえとなり、政策や人柄を知ることができないまま、期日前投票が始まりました。「広報」の遅れについて担当課の見解を求めます。また区役所では日や時間によって長蛇の列で三密が心配されました。二度とこのようなことがないことを望みます。

市民人権委員会審査分

11. 今後の大規模災害を想定し、災害時に近くに駆け込める所を避難場所に指定してください。そこには災害時に必要な対策を講じてください。
12. 高齢化社会にむけて退職者にとって社会参加ができるコミュニティ施設が必要です。広い堺市に公民館が6か所では少なすぎます。老人福祉センターが4～5年後に廃止の予定と聞きました。廃止をしないで存続し、さらに政令市として公民館の充実に努めてください。
13. 女性が日常的に安心して集まれる場所が少なく、地域活動もままなりません。女性の社会参加のためにも各区に女性センターを作ってください。
14. 貧困がすすみ、生理用品も十分に買えない女性が増えています。ジェンダー平等的視点で堺市の公共トイレにトイレットペーパーと同様に生理用品をおいてください。又はトイレに安価で買える自販機を設置してください。
15. 「核兵器禁止条約」が55か国の批准で実行されることになりました。唯一の被爆国である日本の国民の72%が批准を望んでいます。民意を尊重し、市として日本政府にこの条約の署名と批准を働きかけてください。
16. 私たちは憲法、とりわけ9条を守り生かすための草の根の取り組みを日常的に行なっています。軍事力の威圧で他国を制圧するのではなく、外交で平和な国際協力を求め、日本が戦争する国にならないよう「憲法9条」を堅持する立場を市として示してください。

17. 原爆など戦争の実相が風化しないよう、市としても取り組みを強めてください。

健康福祉委員会審査分

18. 国民健康保険料は市民にとって大きな負担となっています。堺市の基金からの繰り入れを増やすなど努力をしてください。引き続き令和6年度以降も激変緩和措置を続けてください。
19. 75歳以上の医療費の2割負担は後期高齢者が必要とする受診が抑制される事態が予想されます。医療費の2割負担を撤回するよう堺市として引き続き国・大阪府に要望してください。
20. 高齢化社会において高齢者の生活が忌憚なく過ごせるように加齢性難聴の聴力検査・検診の実施と補聴器購入の助成制度を作ってください。補聴器はメガネ・入れ歯補装具などに比べあまりにも高額です。他市での助成制度は、すでに実施している自治体もあり、認知症予防のためにも早急に要望します。
21. コロナ禍で世界は、61カ国が消費税を下げています。低所得者にとって大きな負担になる消費税は下げるべきです。消費税増収分についての回答では、子育て世代の社会保障に充てられると書かれていましたが、2人目の保育料無償化は所得制限なしに戻してください。
22. コロナ禍で家庭内のDVが多くなっていることが明らかになりました。学校や園などを含め、実態の把握のシステムを強化し、シェルターなど被害者の安全対策を強めてください。

産業環境委員会審査分

23. 現在のコロナ禍による非常事態に、シングルマザーや働く女性の仕事の間や収入も減らされ、暮らしに深刻な影響を与えています。女性の自死もさらに増え続けています。堺市としても独自にコロナ禍による休業・雇止め、また相談できる支援センターを増やし支援を強めてください。

建設委員会審査分

24. おでかけ応援制度は、堺市の高齢者の移動手段として、健康増進や社会参加に役立っていると同時に経済波及効果もあります。市民の長年の要求で実現したおでかけ応援制度は65歳以上からの現行の制度を守ってください。
25. 堺市の水道事業について、水の安全・安心の保障は市民生活及び生命に直結するものであることから民営化しないでください。今の検針や料金徴収業務以外は民間に委託しないでください。

文教委員会審査分

26. 公共図書館は、自治体住民がよりよく生きるための知的水準向上に大きく寄与します。全生涯にわたって堺市民の知的生活の基盤となる市立図書館を、市の責任のもとに充実させてください。具体的には、中央図書館の建て替えバリアフリー化を推進し、障がい者や高齢者、取り残される人のないだれもが利用しやすい施設にしてください。また、政令市にふさわしい図書館資料の充実に向けて図書資料購入の予算を増やして下さい。
27. 学校給食には安心・安全な食材を使うよう、グリホサートなど残留農薬の検査基準を明確にして下さい。地産地消の食育に力を入れるよう堺市と近郊の地場野菜などを使用して下さい。

学校給食法では保護者負担となっていますが、50年以上も前に作られたもので現在の状況を考え、憲法の「教育は無償である」ことを重視し給食費の無償化を早く実施して下さい。昼食を用意出来ない子どもたちの実情を考えて、心と体を守る「全員喫食の中学校給食」を出来るだけ早く始め、「中学校給食」を就学援助の対象にして下さい。
28. 小・中学校共に全学年で30人学級の実現に向けて、正規の教職員を増やすための予算を確保して下さい。コロナ禍で心に支障をきたし、人間関係の変化など不登校の子ども達が増えています。教師は授業の準備だけでなく、忙しい実情があり、子ども一人ひとりを見る余裕がありません。支援が必要な子どもたちが増え、学級定数を上回るクラスが増えています。必要に応じて教室の環境整備も急いで行うようにして下さい。
29. GIGA スクール構想が進められていますが、これまでの、集団の中での共同の学びの豊かさが損なわれないか心配です。低学年の子どもたちにはタブレット端末の使用が難しく、もっと書くことや学習の楽しさが実感出来るような指導が必要です。GIGA スクール構想を進めていく上で教職員の研修など環境整備はまだまだです。教育現場と子どもたちの実情に合わせて活用を考えて下さい。
30. 子どもたちの学校生活を保障するため、トイレの洋式化を早急に進めて下さい。
31. 経済的な事情などで必要な生理用品が手に入らないということが社会問題になっています。生理中の児童・生徒の休校も増えています。4年生以上の学校施設の女子トイレ個室に適切な返却不要の生理用品を設置するよう、早急に実施して下さい。
32. 放課後の学習支援としてのマイスタディ事業が取り止めとなりましたが、授業についていけない子どもたちの支援は必要です。マイスタディ事業をすぐにでも取り組んで下さい。
33. 中学校に自動販売機の設置は行わないで下さい。すでに設置されていると聞いて驚いています。現金を学校に持参出来るかどうかの家庭事情や現金の盗難などが心配されます。また、自販機を増やすのは環境問題での対策で逆行しています。教育現場の声も聞いて収入源として本当に適切なのか判断をして下さい。

34. 大阪府の中学校「チャレンジテスト」、小学校「すくすくウオッチ」は廃止するように大阪府に意見を出して下さい。「チャレンジテスト」は高校入試に使用され、学校間や子どもたちの間に競争による格差を生み出し問題が多いと現場からも大変だと聞いています。また今年初めて小学5・6年生に実施した「すくすくウオッチ」は子どもや教職員に必要な大きな負担を強いるものとなりました。子どもたちの心を縛るアンケートはいったい何に使われていくのでしょうか？このようなテストは教育産業に委ねられ、個人情報が使われる恐れも危惧されるので止めてほしい、と保護者からも要望があります。
35. 学校の体育館のエアコン設置を早急に進めて下さい。

受理年月日 令和3年11月15日

行政にかかる諸問題について

陳 情 者 堺市南区

新日本婦人の会 泉北ニュータウン支部

代表 伊 藤 厚 子

陳情の内容

私たち新日本婦人の会泉北ニュータウン支部は、母と子の幸せを願って日々活動しています。市民のくらしは、長引くコロナ禍の下、収入減、増税、労働条件の悪化により、ますます大変になってきています。

日本国憲法に基づいた一人ひとりを大切にする地方自治を進めて頂きたい、次のことを陳情いたします。

<陳情事項>

1. 2021年1月22日核兵器禁止条約が発効。ついに核兵器は非人道的で違法なものとして、国際的に持つことも使うことも許されないものとなりました。「非核平和都市宣言」決議の市として、又平和首長会議加盟の市として日本政府に「核兵器禁止条約」の調印・批准を求める意見書を堺市議会として決議してください。
2. 統合型リゾート・カジノ誘致に伴う堺旧港のベイエリア開発に固執するのではなく、横浜市のように住民の財産や生活にダメージを与えるカジノ誘致反対を議会として表明してください。

総務財政委員会審査分

3. 統合型リゾート・カジノ誘致に伴う堺旧港のベイエリア開発に固執するのではなく、横浜市のように住民の財産や生活にダメージを与えるカジノ誘致反対を市として表明してください。
4. 現在の投票所は、小学校の体育館を主に使用されていますが、まず小学校に行くことが困難なお年寄りが多くいます。特にニュータウンの小学校までは坂が多く困難を極めます。身近な地域会館等の利用を検討してください。

市民人権委員会審査分

5. コロナ禍における災害対策は、非常にきめの細かい対応を必要とされます。温度管理だけでなく換気設備も必要とされます。体育館の換気を伴う空調設置を実施してください。

又、災害時における性的被害等も含め女性特有の問題に対応できる女性担当者の配置を望みます。

6. 「非核平和都市宣言」決議の市として、堺市独自の取り組みをより一層すすめ、もっと多くの人に知られるような取り組みを推し進めてください。

核兵器のない世界をめざし、平和への思いを育み、語り継ぐ取り組みをされている団体への後援や協力を引き続きお願いします。

健康福祉委員会審査分

7. 胃・肺・大腸・子宮・乳がんのがん検診及び胃ガンリスク検査・前立腺がん検査については引き続き無償化を延長するとともに毎年無償受診できるようにして下さい。さらに「歯科検診無償化」及びがん検診無償化の対象を拡充してください。

又、無償化検診については広報などで広く周知してください。

視力、聴力検査を特定健診で行い補聴器購入の助成をして下さい。

8. 堺市の子どもは、堺市にある施設でこそ、より充実した支援ができると聞いています。ランニングコストを検討するのではなく児童自立支援施設整備の一方的中断については見直してください。

9. 今年の4月から予定していた0歳から2歳児の第2子の保育料無償化「延期」を見直し、完全実施してください。

建設委員会審査分

10. おでかけ応援バスの対象年齢の切り捨てを行わないでください。

又、高齢化が進み、路線バスの本数も路線も不十分な泉北ニュータウンにおいては市が運営する「ふれあいバス」の再開を検討してください。

文教委員会審査分

11. 南図書館母分館、美木多分館の利用できる時間を他の図書館と同様にしてください。早急に検討をお願いします。市立図書館への指定管理者制度導入による民間委託は行わないでください。

12. できる限り自校方式の中学校給食を早期に実施するとともに、小学校給食費の無償化を継続してください。

13. 衛生面や安全面で懸念が少ない場合には、対面以外の配布方法も検討していただいているようですが、すべての児童生徒が生理になっても安心して登校できるように、すべての学校のトイレに早急に生理用品を置いてください。

受理年月日 令和3年11月5日

難聴者施策について

陳 情 者

堺市美原区

全日本年金者組合・堺美原支部

一 塚 正 紘

全日本年金者組合・堺堺支部

支部長 森 岡 盛 治

全日本年金者組合・堺東支部

支部長 小 林 武

全日本年金者組合・堺北支部

支部長 林 洋 司

全日本年金者組合・堺南支部

支部長 中 島 一 郎

全日本年金者組合・堺西支部

支部長 坂 本 讓 次

全日本年金者組合・堺中支部

支部長 横 田 邦 治

全日本年金者組合・堺美原支部

支部長 佐 治 行 雄

高齢者の聴力検査・検診及び加齢性難聴者の補聴器購入に対する
公的補助制度の創設を求める陳情書

陳情の内容

少子高齢化社会に突入した日本では、社会の活性化には高齢者の社会参加がこれまで以上に活発にならなければなりません。しかし、加齢性難聴による機能の低下は、日常生活が不便になりコミュニケーションを困難にするなど生活の質を落とす要因となり、うつや認知症の危険因子となっています。政府は、2015年に策定した「新オレンジプラン」の中でも、認知症を引き起こす危険因子として加齢や高血圧の他、難聴も挙げられています。

日本の難聴者率は、欧米諸国と大差はありませんが、日本の補聴器普及率は、すでに補聴器購入に対しての公的補助制度がほぼ確立している欧米諸国に比べて極めて低く、2018年に日本補聴器工業会が行った調査によるとイギリス 47.6%、フランス 41%、ドイツ 36.9%、アメリカ 30.2% に比べて日本は 14.4% にすぎません。日本の普及率の低さは、補聴器価格が片耳当たり概ね 10 ～ 30 万円の高額で、保険適用がなく全額自己負担という実態が原因として考えられます。

高齢になっても生活の質を落とさずに心身とも健やかに過ごすことができ、認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながるため、以下の事項を要望いたします。

<陳情事項>

1. 議会として国に対して加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を要請して下さい。

健康福祉委員会審査分

2. 加齢性難聴は本人が気づきにくいいため聴力検査・検診制度を創設して下さい。
3. 耳鼻咽喉学会が認定した補聴器相談医を堺市内すべての行政区に配置して下さい。
4. 加齢性難聴者の補聴器購入に対する堺市独自の公的補助制度を創設して下さい。
5. 国に対して加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を要請して下さい。

受理年月日 令和3年11月2日

行政にかかる諸問題について

陳 情 者 堺市南区
藤 村 光 治

陳情の内容

大阪府、堺市、も衆議院小選挙区で日本維新の会、公明党が（大阪府堺市）市民、府民が選びました。新型コロナウイルスの対策がすばらしいと思いました。府職員・堺市職員の働きがありました。（大阪府「一時支援金」堺市「子育て支援」）堺市に住んでよかったです。市民の声で陳情の内容です。堺市は市長、議員（48人）、職員、ありがとうございます。

<陳情事項>

議会運営委員会審査分

1. 議員（48人）の令和4年～7年4月までの政務活動費を20万円に下げてください。
令和7年4月から議員の給料を3万円上げてください。
2. 令和元年6月前任の竹山修身市長が政治資金問題で辞任したために元自民党堺市議の野村友昭氏が立候補の対抗馬として出ました。出身高校の卒業生約1万人に投票依頼の文書を送った。
「被告は無罪でした。自分は身代わりになることは事前に選対の面々に伝えた上で、自らの名誉のために、親しい関係者に知らせてほしいと自民党の市議らに依頼していました。しかし何の対応もなされず呆れた彼は罰金刑で済むところ、あえて裁判を請求し否認に転じたのです。」議会として調査をしてください。
3. 竹山調査書「政治団体」
 - (1) 竹山富美 21世紀フェニックス都市を創造する会
 - (2) 渡井理恵（美原区）堺はひとつ笑顔でつながる市民の会
 - (3) 阪本圭 堺はひとつ笑顔でつながる市民の会
 - (4) 竹山おさみ 竹山おさみ連合後援会
 - (5) みずほ銀行、東京虎ノ門支店

政治家のパーティーで秘書課職員に時間外手当があります。疑惑解明の費用530万円がム

ダになります。再調査をしてください。

4. 広報さかいは読みやすくなりました。

堺市の広報さかいは、市民の陳情の内容も紙面に載せてください。

総務財政委員会審査分

5. マイナンバーの取得率を職員 100%、市民は 90% に進めてください。

6. 堺市の行政改革は 100 億円になりました。

(1) 百舌鳥古墳群ガイダンス施設計画を中止。

(2) 泉ヶ丘公園用地取得の方法を見直し（府から無償譲渡）（田園公園の一部近大から 30 億円堺に入る）

(3) 児童自立支援施設基本計画を中止

(4) 堺都市政策研究所解散

(5) ケーブルテレビ番組「堺シティレポ」を廃止

正しい行政改革です。

今は職員は市民の目線で進んでいます。

市民は職員は 4% 程度を増してすれば、歳入が 500 億円入ります。たとえば南区を学園都市、病院、住宅、公園、経済的に 500 億円が生まれます。

行政改革で職員が 4% 少なくすると堺市歴史があります。市民が（職員も）サービスが悪くなります。25 年後今の職員はすばらしいです。又新しい人材職員をあつめることが必要です。（ICT、国際化、観光）。市民の声です。職員を 4% 削減しないでください。職員の数減らさないでください。

7. 堺市職員の、地域手当を 15% に進めてください。

職員の初任給を令和 8 年から 21 万円に進めてください。

8. 歳入を増やすことを進めてください。

(1) 住宅供給、人口増やす

(2) 民間開発

(3) 企業誘致

市民人権委員会審査分

9. 災害対策を進めてください。

10. 各区、区役所は相談窓口があります。又南区にはおくやみ相談口があります。

新しい区政策会議の内容を、市民にも分かりやすく説明してください。

11. 堺市は人権推進を進めてください。

- (1) 人権啓発
- (2) 平和及び人権

堺市は差別化のない堺市を進めてください。

12. 特殊詐欺の被害から守る対策を進めてください。

健康福祉委員会審査分

13. 各区での新型コロナウイルス対策ありがとうございます。

ワクチンを接種した高齢者は90%を超えました。引き続き対策を進めてください。

14. 各区は、健康を守る対策を進めてください。

15. 新型コロナウイルス感染症の対策について堺市の市民は感謝しています。堺市に住んでよかったです。引き続き対策を進めてください。

- (1) 感染症対策課
- (2) 保健課
- (3) こころの健康センター
- (4) 子育て、学校、障害施設、高齢者施設

16. 「生きる力」を取り戻す障害者への支援を進めてください。

17. 地域包括支援センターは地域の人が通いやすい場所に設置してください。

南区 三原台は第4センター逆瀬川 1038-2

南区 上神谷は第3センター茶山台近隣センター

18. 子ども・子育て支援事業計画を進めてください。

産業環境委員会審査分

19. 国際交流のための観光戦略を進めてください。

- (1) 万博博覧会
- (2) IR（国際、拠点）
- (3) 近大病院（最先端）
- (4) 世界遺産
- (5) アセアン交流
- (6) 市内企業の雇用促進を進めてください。

20. 脱炭素・SDGs・再生可能エネルギーを推進してください。

21. 堺市南部の丘陵地はシリブカガシ群落などの原生的な植生を擁し、人々の生業によって維持されてきたため池、棚田、河川などの水域の要素が入り込む地域です。生物多様性などの水域、生育しています。里地、里山特有の生き物が生息・生育しています。

堺市はどのように守りますか。

建設委員会審査分

22. 堺市の都市計画の政策を進めてください。

- (1) 都市整備
- (2) 住宅まちづくり
- (3) 土木監理
- (4) 道路
- (5) 自転車（シェアサイクル）
- (6) ベイエリア（堺駅エリア）
- (7) 東西交通
- (8) 公園

23. ベイエリア開発を進めてください。

24. 田園・三原公園に自由広場（グラウンド）、多目的広場ができます。泉ヶ丘公園ができ、泉ヶ丘駅全体がよくなります。泉ヶ丘プールが原山公園に新しく出来ました。公園を明るくし、より多くの方が楽しめる公園の創出を進めてください。

25. 水道・下水道サービスについて、先を見据えた計画的な経営改革に取り組んでください。堺市の水おいしいです。

1ヶ月水道使用料は2,240円

下水道使用料は2,565円、分母が少なくなりました。

大阪広域に水道企業団7ヶ所の配水場から堺市内全域に水を送っています。大阪府、全体です。民営化出来るところは民営化を進めてください。

文教委員会審査分

26. 堺市は人口減少で高齢化が進行しました。桃山学院教育大学も出来ました。令和7年に近畿大学、医学部、福祉大学（介護士、看護師）出来ます。南区では、学園都市に進むと思います。堺市は、人口が7年から2万人が増えると思います。

堺市は「堺市教育大綱」及び第3期未来をつくる堺教育プランを進めてください。（堺市教育長、日渡 円氏）

堺市の市民は歓迎をしています。

27. 中学校給食準備室は令和2年～令和7年事業計画を進めています。本来なら全国でも給食が当たり前です。

女性が働く、母子家庭、貧困が堺市は多く、堺市民が心待ちにしました。令和7年は人口

増えるためによりしくおねがいます。中学校給食の全員喫食を進めてください。

28. 新中央図書館の基本構想策定は市民の意見を十分に反映させてください。令和2年からは新しい、市民の声が進んでいます。

建物の老朽化とともに、バリアフリーの観点からも、中央図書館の建て替えは急務です。

政令指定都市にふさわしい、新しい中央図書館が早くほしいです。

受理年月日 令和3年11月5日

障害者施策等の充実について

陳 情 者 堺市東区
堺障害者児団体連絡協議会
代表幹事 中 野 茂

障害者（児）施策の充実をもとめる陳情書

陳情の内容

平素より障害者（児）施策の充実のため、ご尽力いただき厚くお礼申し上げます。

堺障害者児団体連絡協議会（略称：堺障連協）は、障害のある人や子どもたちが堺の街で健やかに育ち、豊かに暮らし続けることを願い、日々障害のある人の生活と健康を守る活動をしております。

未だ続くコロナ禍におきまして、市議会の皆様ならびに堺市職員の皆様の日々のご尽力に敬意を表します。

コロナ禍を通じて改めて福祉サービスの重要性を感じていますが、しかし障害者はひとたび利用している事業所で陽性者が判明した場合には、しばらくその支援は利用できず、その間は家族支援のみで生活を支えるしかない状況に直面しました。平時において支援を通じてようやく生活を支えている中で、コロナにより社会的な支援が絶たれると家族丸抱えの状態になってしまい、家族の負荷や障害者の不安は計りしえないものがあります。

コロナ禍の下、そしてコロナ後も、障害者家族は地域の中で支え合いながら健康で自分らしく豊かに暮らしていくことを改めて切望しております。そのための必要な社会的な施策が実現していくことを願い、最も困難な人が支援からもれることなく、輝いて暮らせることを強く要望し、以下の項目についてのご検討をよろしくお願いいたします。

<陳情事項>

総務財政委員会審査分

1. 投票する権利の平等（例えばプライバシーを確保して投票できる権利など）、障害の特性にあった合理的配慮のもとで選挙権が行使できるような、公平・公正な選挙権を守るためにも

視覚障害者が投票する際に文字が書けないなどの理由で代筆（代理投票）をお願いした際に、係員立ち会いのもとで本人の同伴者による代筆投票を認めてください。

市民人権委員会審査分

2. 障害者家族と防災・減災について

災害対策基本法の一部改正において、指定福祉避難所を指定しておくことを促進することや個別避難計画策定について努力していくことが自治体において求められています。福祉避難所の具体的な運営の仕方（いつまでにどのように開設するのか。支援学校・発達支援センターは対象か。対象者、必要物資や環境整備のサポートなど）について具体化を図ってください。また個別避難計画については誰が作成するのかを明確に周知し、自治会との連携については堺市が中心となって進めてください。

コロナ禍で休止している地域での防災訓練が再開した場合には、訓練においての要配慮者窓口をつくり、担当者の配置や動きのシミュレーションを要配慮者とともに行えるように堺市として進めてください。

健康福祉委員会審査分

3. コロナ禍における課題

- (1) 新型コロナウイルスの感染は現在もまだ続いております。障害者（学校、放課後デイ、日中事業所、グループホーム、ヘルパー支援などあらゆる面で）の支援は常に密接な支援が必要です（3密が避けられない場合が多いです。）マスクも難しい人もいます。これまで実施されてきた福祉事業所の定期的 PCR 検査を継続してください。ショートステイ事業所ヘルパー事業所など対象の拡充を図ってください。
- (2) ワクチン接種の3回目（ブースター接種）が国においても接種することが明らかになりました。希望者全員が受けられるよう合理的配慮をおこなってください。接種会場での個別の配慮に関する相談窓口を設置してください。また接種は学校や施設（場合によっては通所事業所）においても希望があれば接種できるように医師や看護師、手続き事務の派遣を行ってください。豊中市におけるワクチンカーのようなアウトリーチをおこなってください。
- (3) コロナ感染した場合に、適切な医療が受けられるよう療養施設や医療機関において合理的配慮がなされるようにしてください。

4. エssenシャルワーカーとして介護・福祉を担う人材確保・育成の課題

- (1) コロナ禍において、医療・介護・保育・福祉の従事者はエssenシャルワーカーとしてなくてはならない存在ですが、人材不足の状況が続いています。市としても 21 大都市心身

障害（児）福祉主幹課長会議の場で、人材確保のための報酬単価の見直しや人員配置基準の見直しを働きかけてご尽力をいただいておりますが、しかしながら人材不足の厳しい現実が続いています。堺市独自の福祉・介護職員の確保のための施策の継続的な実施をお願いします。

- (2) 事業所の運営の厳しさや人材不足の状況下において、人材育成のための研修が十分行えていない現状があります。引き続き人材育成のための研修や講師派遣など（人権、虐待防止、危機管理、救急法、感染症対応の基本、当事者の意見の交流など）の充実を図ってください。

5. 障害福祉サービスにおける利用料問題について

高次脳機能障害を含む中途障害者に偏りがちな障害福祉サービスの利用料の発生と利用料負担について、国（厚生労働省）との基本合意文書（2010年1月7日障害者自立支援法違憲訴訟原告団・弁護士と国（厚生労働省）との基本合意）の中に「収入認定は、配偶者を含む家族の収入を除外し障害者本人だけで認定すること等に対して障害者の現在の生活実態やニーズなどに十分配慮した上でしっかり検討を行い対応していく」としているにも関わらず、いまだ対応していない状態が続いています。他府県では独自の施策で利用料を軽減している自治体もあります。

利用料は配偶者の収入が課税されたとたんに負担が生じます。課税されるようになったからといって経済状況が豊かになるわけではありません。日中事業所は当事者にとって「社会参加の場」「働く場」「交流の場」としてとても重要な場所です。にもかかわらず家族に遠慮しながら障害福祉サービスを利用しなければならずまた利用料がかかることで利用制限や利用できない状況の人も少なくありません。中途障害者の利用が多い「麦の会作業所」では約1割の方が利用料を払っています。利用料問題の解決を図ってください。誰もが福祉サービスの利用を制限することのないよう、「骨格提言」と「基本合意」をふまえて市として国へ要望してください。また国が見直すまで堺市独自の制度を作ってください。

6. 居宅サービス・短期入所の課題

障害者の地域生活を支える上でヘルパーの存在は重要です。しかし数は圧倒的に不足しており、希望した時に利用できない状況が続いています。人材確保できるようにしてください。ホームヘルパー・ガイドヘルパー等の介護職は、一般職に比べて10万以上低い賃金となっており、離職率も高い職種です。登録型のヘルパーも多く、特にコロナ禍の下、移動支援や居宅支援でも働くことが難しくなっています。ヘルパーが専門職として働き続けられるように、十分な報酬単価を設定するよう国に要望してください。

短期入所（ショートステイ）もコロナ禍の下、運営に大きな影響を受けました。人材問題と並行して、安定運営のため市として国への要望を行ってください。

7. 暮しの場の確保について

- (1) 特に知的障害の家族は、成人を過ぎててもわが子の主たる介護者として、全面的な支援を行っているのが実態ですが、その家族も高齢化しています。「8050」に不安をかかえています。親が元気なうちに子どもが自立（自律）できる暮らしの場をつくってください。
- (2) 入所施設への待機者が139名という実態に対する今後の暮らしの場についての計画を示してください。
- (3) 強度行動障害の人たちの暮らしの場の不足は深刻です。事業者任せではニーズに見合った確保は望めず、現状の施策だけでは展望が見えません。暮らしの場の確保を促進してください。

8. 地域生活支援拠点づくりについて

- (1) 家にも帰れず、暮らしの場のないロングショート状態の障害者の解決を図ってください。
- (2) 緊急時（例えば親の入院など）にワンストップで相談できるシステムをつくってください。緊急時には必ずショートステイを利用できるようにしてください。場合によっては日中事業所の場所を利用できるようなシステムを作ってください。
- (3) ヘルパー事業所・計画相談・日中事業所が、突発的な体調急変や家族事情の緊急時のために日中・休日・夜間などに家族に代わって制度外（ボランティアのような形）で通院支援をおこなうことや、さまざまな生活のフォロー支援がされている事例が多くあります。公的支援でサポートしてください。

9. 医療制度の拡充

中度・軽度の障害者は基礎年金2級（1ヵ月65,000円未満）で生活しています。医療費は3割負担。交通費割引も無い中、持病や加齢から白内障や腰痛・難聴による通院も増えてきました。家族は更に高齢化で介護力低下と免許返納で通院も入院付添も困難になってきました。医療費に係る障害者医療費助成制度を中・軽度まで広げてください。

10. 児童発達支援センターの課題

- (1) 正規保育士（児童指導員）職員の増員について

障害や発達に課題のある子どもは変化に弱い面があり、療育の先生の顔ぶれが変わるとトイレに行けなくなる・給食が食べられなくなる・とりくみができなくなるなどの日々積み上げてきた療育が崩れてしまうことがあります。先生方の退職や不足などにより、子どもたちの環境への不安とともに、先生方の身体への負担も案じられます。連絡帳は日々の子どもの記録ですが、設定保育の様子が印刷された紙が貼られている日が増えると、手間がかけられなくなっているのかと不安になります。国基準の4:1では細部にまで目が届く状況ではないと思われます。個人懇談の時には担任が他のクラスをみるために子どもは園を休まなければならない、個人懇談の日は担任の正規職員が不在となることで戸惑う子ども

もいます。まずは担任の先生を全員正規職員にすることで、子どもたちが先生たちとの信頼関係をしっかりと築ける安定した療育環境を整えることが必要です。定年まで勤めることができ療育に豊富な知識と経験を持つ正規職員の割合を増やしてください。今後とも「園児対正規保育士（児童指導員）職員3：1」をめざし、子どもたちが安心して通える安定した療育環境を整えてください。そのための十分な運営予算を確保してください。

(2) 医療型児童発達支援センターの単独通園について

医療型児童発達支援センターの単独通園について、令和元年から各クラス週1日ずつ増やしていただきましたが、本人の体調が整っていても一緒に通園する保護者の体調不良やきょうだいの不調などで欠席を余儀なくされており、単独通園も実際に利用できる園児は多くないのが現状です。また第1つぼみ園のたんぼぼクラスでは週に2～4日の親子通園に加えて月3～5回のリハビリの付き添いが必要です。リハビリについては、リハビリ方法などを学んだり、子どもの表情の変化や動きを感じとるために付き添いが必要とのことですが、それであればリハビリ1コマ40分は十分ではありません。足りない分は南大阪小児リハビリテーション病院やベルランド総合病院などでもリハビリを行っています。さらに主治医に意見書を書いてもらい、看護師や言語聴覚士による自宅での訪問看護や訪問リハビリを利用している人もいます。これらについて定期通園もしなければなりません。このように親子通園以外の保護者の負担の大きい現状を理解していただきたいです。令和3年6月11日には医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律「医療的ケア児支援法」が可決されました。これまでは、地方自治体による医療的ケア児及びその家族に対する支援は「努力義務」とされてきましたが、これからは「責務」に変わります。医療的ケア児を子育てする家族の負担を軽減し、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、障害や医療的ケアの有無にかかわらず、安心して子どもを産み、育てることができる社会をめざしていただけないでしょうか？

そのためにもまずは医療型児童発達支援センターの子どもたちの将来の自立に向けた単独通園の経験を増やし、安心して通える園となるよう医療型児童発達支援センターの特殊性を考慮した正規職員、看護師の増員を図り、子どもたちが毎日単独で通園できるような体制を整えてください。

(3) 通園バスについて

「大阪府私立幼稚園の設置認可等に関する審査基準」には「園児の健全な発達と適正な教育時間を確保する観点から、園児の乗車時間は最長40分程度とすること」とあります。送迎ルートについては、新年度に伴い、堺市社会福祉事業団において長時間乗車が少なくなるように配慮した見直しを行っていただいておりますが、今年度は「行き」または「帰り」で40分以上乗車している園児は142名中85人（60%）もおり、その中には1時間以上乗

車している園児が15名もいます。大人でも長時間のバス移動は疲れるもので、小さな子どもたちには心身ともに大きな負担となり、行き渋りで気持ちが切り替えられずに泣く子やベルトを嫌がる子、立ち上がろうとする子もいて添乗の先生1名で10名以上の子どもへの対応は困難な状況です。また自宅からバス停まで10分以上歩いている園児が8名もいます。手をつないで歩いても急に道路に飛び出してしまったり、地面に寝転んで歩かなかったりします。バス停でじっと待つことができない子どももいます。奇声をあげ続ける子どももいて周りの目が気になり辛い思いをしている親がいます。「一時間以上は長すぎる」「幼稚園バスは家の前まで来てくれるのに」「どうしても無理だと思ったらマイカーにしようかと思う」「バス停もそこにたどり着くまでの道が交通量が多く危険」「ジャンボタクシーで住宅街まで来てほしい」という声が聞かれます。平成31年4月にジャンボタクシーが1台増車されたのはつぼみ園だけで、えのきはいむと統合してももず園は現状維持のままです。もず園では40分以上乗車する園児が33名から56名と増加し、つぼみ園では37名から29名へと減少しています。「バスは昔は自宅前送迎だった」と聞いています。親子の危険やストレスを減らし安心安全に通園するために「自宅前送迎で、乗車時間は40分以内」にしてほしいのですが、まずは「自宅から徒歩10分以内の安全なバス停を設定し、乗車時間を一時間以内」にできるよう、バス台数と添乗員増員を行い、そのための十分な予算を確保してください。加えて車いすの子どもたちは、保護者が子どもを抱えてバスに乗せた後にバギーも乗せるため、特に雨の日は負担が大きくなります。車いすの子どもたちが負担なくスムーズに乗降できるよう福祉車両の導入に向け、十分な予算をねん出していただけるようお願いします。

(4) リハビリについて

リハビリを必要とする子どもたちは増えていますが、セラピストの数が増えていないため予約がとりにくい状況です。体調を崩しやすい子どもも多く、せっかく取れた予約日に休んでしまうと別日での調整ができずリハビリの機会を逃してしまうこともあるため、予約をとりやすくしていただきたいです。また子どもの発達が不安なのでリハビリの回数を増やしてください。そして卒退園後の子どもたちも半年、1年よりも長く2年～3年は継続してリハビリを受けられると保護者も相談しやすいので安心できます。加えて専門性のある質の高いリハビリを受けることは子どもたちや保護者にとって生活をより良いものにしていくためにとても重要です。十分に能力が発揮できるようになるために個々の特性を見出すことのできる、より専門性のある質を向上させたりリハビリが受けられることを切に願います。以上のことから医師とセラピストの増員を行ってください。

(5) 就学相談での対応について

小学校への就学は子どもにとって大きな節目の一つです。保護者にとっても大きな決断

が必要になり、不安や悩みが尽きません。そのような中、就学相談で学校や担当する職員により対応の差が大きくあったり、連絡がなかなかこないなど保護者がさらに不安になることがあるという声もありました。見通しを持ち安心して就学相談ができるよう市と地域の小学校が十分連携を図り、就学相談での対応を統一していただけるようお願いいたします。

(6) つばみ園の設備改善について

令和3年度予算で中央監視設備更新工事等の予算化されたことについては感謝申し上げます。しかしながらつばみ園は平成6年に開所されてから年数も経っています。そのため毎年のように鍵やドア、土足エリア、トイレについて改善を要望する声が多く上がります。園によって部品交換や間仕切りの設置などの対策を講じていますが、簡易的な対策では時間が経過すると同様の不具合が再発し、新入園の保護者から見ればそれでもなお改善が求められる状態で、毎年同じ声が上がることになります。まず鍵とドアについてですが、鍵の開け閉めが劣化によって大変硬く、鍵の位置も大人が背伸びをしないと届かない高さに設置されているものもあり、子どもを抱っこしながら、自分の荷物と子どもの荷物を持って開け閉めをすることがものすごく大変です。ドアの鍵が硬いために速やかにドアが閉められず、風が強い日には、風によってドアが激しく押し返されたこともあり、もしそこに子どもがいたらと想定すると大変危険な状態でした。怖い思いをしています。次に土足エリアについてですが、教室の前の土足エリアでは砂利があったり、雨の日は濡れています。子どもたちは上靴がないので砂利を踏んでしまったり、濡れたりしながら歩くこともあります。リハビリで付き添った保護者も雨の日は靴下がひどく濡れてしまうことがあります。さらにトイレについてですが、冬場の寒さが大変気になります。大人が上着を着たままでも寒さを感じるのに、裸足で下半身裸の状態になる子どもたちはとても寒くて冷たい思いをしていると思います。せっかくトイレトレーニングがうまくいっても、冬場に寒くて冷え切ったトイレに行くのを嫌がり、再びトイレで出来なくなる子も多いです。感覚の過敏な子どもたちのためにもトイレにエアコンを設置してください。ただ古いからどうにかしてほしいということではなく、このままでは本当に何か緊急的に子どもに対応するときに危険であるということ、緊急時に迅速な避難ができるのか不安であるということを知っていただきたいです。衛生的な環境で子どもたちの健康と安全を守るためにも、堺市からつばみ園への念入りの視察と直接保護者へのヒヤリングをおこなってください。安心安全の根本的な解決のために大幅な改修工事を計画してください。そのための予算の確保を行ってください。

11. 計画相談

児童の計画相談を広げてください。新規においてもセルフプランの状態の場合があります。計画相談が受けられない場合は、各区の基幹相談センターがその役割を果たしてください。

12. 福祉タクシーの補助チケットの枚数を、年間 24 枚（往復 12 回分）をせめて 48 枚に増やしてください。「移動障害者」と言われる視覚障害者にとっては、タクシーは安全な移動手段の一つであるとともに緊急時は必要不可欠なものです。また交通機関の状況では、堺市は大阪市に比べて鉄道路線が少なく特に東西のアクセスが極めて不便で、とりわけ美原区においては、鉄道の駅は皆無で移動が困難です。さらに夜間などに突発的なことで通院・入院しなければならない時などはタクシーの利用が必要不可欠になります。そのためにも利用枚数の拡大とともに、ぜひ一度に複数枚利用ができるように柔軟な利用を検討してください。
13. ガイドヘルパーの利用時間を 1 ヶ月 50 時間に限定せず、複数月まとめて利用できるようにしてください。特に行楽シーズンでは利用が多く、足りなくなり、逆にそれ以外には利用が少なくなることを考慮していただくようよろしくお願いいたします。

建設委員会審査分

14. おでかけ応援バス利用（100 円）を該当年齢以下の障害者にも適用してください。同時に障害者が介助者と一緒に利用できるように介助者にも適用してください。障害者割引で利用する場合は最低 110 円が必要ですし、介助者を伴った場合は倍額負担となります。障害者差別解消法の観点からも改善を図ってください。
15. 私たちの切実な願いである駅ホームへの可動柵設置について、地下鉄では設置がすすんできました。今後 JR 百舌鳥駅などのホーム可動柵の設置と駅員配置を、JR 西日本に働きかけていただくとともに、無人駅問題というのは障害者のみならず誰にとっても深刻な課題ととらえています。必要な安全性確保のために、どのような手立てがとれるのか。最低限では可動柵の設置、また緊急通報ボタンの位置（車いすからの位置でも押せること、またボタンの位置がすぐにわかること）、カメラの設置、通話連絡などの方法などユーザー（当事者）の意見を十分に反映させてください。

文教委員会審査分

16. 教育の課題

- (1) 国においてようやく 35 人学級が制度化されましたが、堺市においては一刻も早く 30 人学級の実現を願います。また学級数に支援学級在籍児童を含めてください。
- (2) 通級指導教室について、他校通級時に保護者や付き添いきょうだいのための待機場所の確保などの配慮をおこなってください。また、中学校通級指導教室を増やしてください。
- (3) 百舌鳥支援学校を設置基準に応じた施設になるよう抜本的に改善してください。

受理年月日 令和 3 年 11 月 15 日

行政にかかる諸問題について

陳 情 者 堺市西区
堺市生活と健康を守る会
会長 飛 谷 幹 雄

平和と民主主義・くらしと健康を守る 2022 年度予算陳情書

陳情の内容

貴職におかれましては、コロナ感染拡大の下で、市民の福祉と健康、くらしを守るため努力されていることに敬意を表します。

この間、自公政権が行ってきた、生活保護の引き下げや年金支給額の引き下げ、医療費や介護の自己負担増など、相次ぐ社会保障制度の削減により、国民生活はますます苦しくなっています。そこに追い打ちをかけるように新型コロナウイルス。この影響により失業した人、売上が大幅にダウンして立ち行かなくなってしまった自営業者、未だに給付がない飲食店など、市民のくらしと営業がますます脅かされています。

その一方で、府民・市民のくらし・福祉などの施策の充実ではなく、IR やカジノ、万博の誘致が推し進められています。地方自治体に求められる役割は、住民の福祉と健康、いのちとくらしを守ることです。

以上のことから私たちは、堺市が「地方自治の本旨」の精神を発揮し、次の項目を実現されるよう要望します。

<陳情事項>

総務財政委員会審査分

1. 期限付きなどの非正規雇用はやめ、自治体職員はすべて正規雇用とすること。
2. 住民税、固定資産税、事業税の減免、免除制度をつくること。
3. 非課税のお知らせハガキを復活させること。
4. 中小企業対策について
中小企業向けの公共事業を増やすこと。

健康福祉委員会審査分

5. 新型コロナウイルス感染拡大のもとで、市民のいのちとくらしを守ること

(1) 堺市として当面、次のことを実現すること。

- ① 国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料の減免、免除基準を拡充すること。
コロナ感染拡大による給付金は非課税とし、保険料に算入しないこと。
- ② 各区に保健所をつくり、職員の大幅増員を行うこと。
- ③ PCR 検査と医療体制の充実を図ること。
- ④ コロナによる後遺症、自営業者や失業者、収入の減った人などコロナに関する全ての総合相談窓口をつくり市民がいつでも、どんなことでも相談できる体制にすること。

6. 国民健康保険制度の改善要求

(1) 堺市として当面、次のことを実現すること。

- ① 保険料の引き上げにつながる国民健康保険の広域化は止めること。
- ② 一般会計からの繰り入れを大幅に増やし、保険料を大幅に引き下げ、市民の生活実態に見合った払える保険料にすること。
- ③ 保険証は無条件に交付し、「資格証明書」や「短期保険者証」の発行などの制裁措置をしないこと。
- ④ 国民健康保険一部負担金の減免制度を拡充すること。
- ⑤ 滞納者への一方的な資産調査や差し押さえをやめ、高額療養費や出産費・葬祭費などの給付を保険料に充当しないこと。
- ⑥ 保険料減免は、生活保護基準以下の世帯にあっては、免除とし、生活保護基準の1.5倍までは、漸減方式で減額すること。
- ⑦ 国民健康保険に傷病手当制度をつくり、生活の心配なく安心して治療できる保険制度にすること。

(2) 国に対して要求すること

- ① 国民健康保険の広域化をやめること。
- ② 国保料の応益割（均等割・平等割）はなくすこと。当面、子どもの均等割賦課は早急になくすこと。
- ③ 国庫補助金を大幅に引き上げること。
- ④ 保険料滞納者に対する制裁措置としての「資格証明書」「短期保険者証」の発行をやめさせること。
- ⑤ 70歳～74歳までの医療費窓口負担1割から2割への負担増をおこなわないこと。
- ⑥ 納入率の低下による交付金減額措置をやめること。

7. 介護保険制度の改善要求

(1) 堺市として当面、次のことを実現すること。

- ① 保険料は本人の所得のみで算定し、保険料と利用料を引き下げること。
- ② 保険料の減免基準の引き上げを行い、資産要件はなくすこと。また、利用料の低所得者減免制度をつくり、当面、住民税非課税世帯は免除とし、所得の段階に応じて軽減を図ること。
- ③ 保険料を引き下げするため、一般会計からの繰り入れを行い、市民負担を軽減すること。
- ④ 行政の責任で特別養護老人ホームやグループホームなどの介護施設を小学校区単位に整備し、待機者をなくすこと。
- ⑤ 特別養護老人ホーム入所者のホテルコスト、食事代の上乗せをやめ、低年金の高齢者も安心して入所できる利用料にすること。

(2) 大阪府に対して要求すること

- ① 大阪府がため込んでいる介護保険財政安定化基金を取り崩して、府民負担を軽減すること。

(3) 国に対して要求すること

- ① 保険料・利用料を軽減するために国の公費負担分を増やすこと。
- ② 要介護1・2を介護保険適用からはずさず、要支援1・2の保険適用を元に戻すこと。
- ③ 保険料の年金天引きはやめること。

8. 公費負担医療制度の拡充について

(1) 堺市として当面、次のことを実現すること。

- ① 在宅酸素療養患者の医療費について、堺市独自の助成制度をつくること。電気代などの経費についても助成をおこなうようにすること。
- ② 子どもの医療費助成制度は、一部負担（所得制限）をなくし高校卒業まで無料とすること。
- ③ 難病特定疾患の適用範囲を拡大し、諸費用を公費負担とすること。
- ④ 入院給食費の助成を行うこと。
- ⑤ 補聴器等の購入のための補聴器補助制度をつくること。

(2) 大阪府に対して要求すること

- ① 大阪府のひとり親・乳幼児・障害者・老人医療助成制度・一部負担金助成制度を無料に戻し、老人医療費助成制度は元に戻すこと。

9. 医療体制・医療制度の改善について

(1) 堺市として当面、次のことを実現すること。

- ① 夜間・休日の医療体制を確立し、産婦人科・小児科の医療体制を整えること。
- ② 「特定健診」の項目を拡充し、心電図、胸部X線、胃ペプシノゲン、前立腺がん、大腸

がん、骨密度、脳卒中などの検診を無料にすること。

- ③ 子宮がん検診、乳がん検診は、最低年1回の実施とし、無料とすること。
- ④ インフルエンザワクチンを含め、すべての予防接種を無料でおこなうこと。

(2) 国に対して要求すること。

- ① 入院ベッド数の削減はしないこと。
- ② 限度額認定の低所得者軽減の適用基準を大幅に引き上げること。
- ③ 医師や看護師などの医療従事者を大幅にふやすこと。
- ④ 治療の一環でもある入院給食費の自己負担をなくすこと。
- ⑤ 紹介状なく大病院を受診した際の初診時の追加負担はやめること。

10. 低所得者の生活の向上を図るために次の施策を実現すること。

(1) 堺市として当面、次のことを実現すること。

- ① 低所得者や生活保護世帯に対して、年末一時金、夏期一時金を堺市独自として支給すること。
- ② 「小口更正資金」の貸付金額を引き上げ、手続きの簡素化をおこなうとともに、返済期間の延長、利子の引き下げ、失業者にも貸し付けられるよう条件の緩和をおこなうこと。
- ③ 高齢者、障害者向けの「住宅改造資金」の貸付枠を拡大すること。

11. 高齢者と障がい者対策の拡充について

(1) 堺市として当面、次のことを実現すること。

- ① 健康で働く意欲を持った高齢者、障がい者に対して、働く場を保障するための共同作業所、訓練所、人材センターなどの拡充をおこなうこと。
- ② 障がい者作業所に通うための交通費補助制度を元に戻し、実費支給すること。また精神障がいも対象にすること。
- ③ 障がい者の歳末見舞金制度や高齢者の敬老祝い金制度を元に戻し、毎年支給すること。また精神障がいも対象にすること。
- ④ 一人暮らし老人や老人世帯に支給している「安心ペンダント」は、防水性のものと取替え、入浴中にも使用できるようにすること。
- ⑤ 在宅高齢者や重度障害者が安心して通院できるよう、タクシー券は、初乗り運賃の制限をはずし、必要なだけ発行・支給すること。
- ⑥ 後期高齢者医療制度や高齢者医療制度の改悪を撤回し、安心して医療が受けられるようにすること。

12. 子どもと女性の福祉制度の拡充について

(1) 堺市として当面、次のことを実現すること。

- ① 入院助産施設の適用施設を増やし、基準の拡大と措置単価の見直しを行うこと。

- ② 入院助産の認定手続きは簡素化にすること。
- ③ 保育所の待機児童をなくすため施設の拡充をおこなうこと。とりわけ不足しているゼロ歳児保育の拡充を早急におこなうこと。
- ④ 公的保育制度を守り、緊急の一時保育や病児保育を充実すること。

産業環境委員会審査分

13. 安定した仕事と賃金の保障

- (1) 地域経済振興条例をつくり、中小零細企業の振興と雇用の促進をはかること。
- (2) 中小企業対策について
 - ① 地場産業の振興育成をはかること。
 - ② 制度融資を拡充すること。

建設委員会審査分

- 14. 高齢者の「おでかけ応援制度」については、毎日、無料で利用できるようにし、生活保護世帯、障がい者（児）にも拡大すること。
- 15. 上下水道料金の引き下げをおこなうこと。そして、低所得者、生活保護世帯に対して、軽減、免除制度を実施すること。

文教委員会審査分

- 16. 子どもたちの健やかな成長を保障し、行き届いた教育を実施するための要求。
 - (1) 堺市として当面、次のことを実現すること。
 - ① 歴史の事実をゆがめたり、戦争を美化するなどの歴史教科書の採用はしないこと。教育現場、公的施設における日の丸の掲揚、学校行事における「君が代」の斉唱などの軍国主義につながる行事を強制しないこと。
 - ② 老朽化した危険な小・中学校のプール、体育館、トイレ、校舎などの施設改修を早急におこない、マグニチュード8まで耐えられる耐震工事を進め、生徒が安心して学習ができ、地域住民の避難場所としても使えるようにすること。
 - ③ 小学校から高校まで、障害を持った児童が安心して校内活動、移動のできるように、すべての学校にエレベーターの設置やバリアフリーにすること。また、通学路、駅などのバリアフリーやエレベーターの設置を事業者に要求すること。
 - (2) 就学援助制度の改善要求について
 - ① 就学援助制度の認定基準を生活保護基準の1.3倍に引き上げ、給付内容の改善をおこなうこと。

- ② 生活保護基準引き下げにともなう就学援助基準引き下げをしないこと。
 - ③ 国の基準より引き下げた入学用品費、学用品費は、実態に見合った給付金額に引き上げる。また、学校教育の一環として生ずる教材費、体育用具、楽器、臨海・林間学校に必要な費用はすべて実費支給すること。
 - ④ PTA 会費、生徒会費、クラブ活動費は実費支給すること。
 - ⑤ アトピーや喘息などの疾病を早期に学校病として認定するように国に働きかけ、当面、堺市として、適用の拡大を独自におこなうこと。
 - ⑥ 学校病治療のために発行する医療券は、月ごとでなく、完治するまで有効とすること。
 - ⑦ 学校給食のセンター方式による民営化計画をやめ、完全自校方式での安全で豊かな学校給食を小学校、中学校とも実施するとともに、保護者や関係者の声を聞いてすすめること。
- (3) 国に対して要求すること
- ① 就学援助制度の国庫負担の削減を元に戻し、補助金から負担金に改め、補助率を3分の2に引き上げるように改善をはかること。
 - ② 自治体への交付基準による適用の締め付けに反対すること。

受理年月日 令和3年11月12日

行政にかかる諸問題について

陳 情 者 堺市堺区
堺市内民商連絡会
代表 奥野昭文
堺北民主商工会
堺東民主商工会
堺南民主商工会
美原狭山民主商工会

地域経済、雇用、町並みの担い手。中小零細業者への支援を求める陳情書

陳情の内容

私達民商は地域に根ざし、雇用、経済、文化、町並みに貢献する小規模な業者こそ、堺市が積極的に育成援助するべきとの立場から活動する商工団体です。地元の零細業者に対する施策は、個人を助けるという事だけに留まらず、自治体として大きな視野に立って成されるべき政策課題である自覚を、ぜひ堺市に持っていただきたく思い、以下の項目を要望致します。

<陳情事項>

総務財政委員会審査分

1. 大阪府、大阪市の推進するカジノ IR。それに関連する大規模事業を推進する副首都推進本部への参画は、堺市税の無駄である事から、人員の配置や参画を止める事。賭博は地域へ悪影響を及ぼす事が明白である事から、近隣自治体として、大阪府、大阪市へカジノ推進を止める様に、意見表明する事。
2. 財政危機脱却プラン（案）に示された取り組みには、市独自の市民サービスの縮減が多数盛り込まれており、堺に住む魅力を低下させる。将来的な人口減による市税減少を招く恐れがある為、市民サービスを維持する方向とする事。見直すならばベイエリア開発への税金投入など、効果が不明瞭な開発への予算を見直す事。
3. マイナンバーは情報流出の恐れがあるなど制度に反対の市民も多い事から、税、社会保障

等あらゆる申請書類で、マイナンバーの記入を強制しない事。未記載の場合、書類を受け取らないなど不当な取り扱いを行わない事。

4. 陳情内容を実施実現する為に、全堺市職員および業務委託先が日本国憲法の理解を深め、市政や業務に活かせるように教育を行う事。
5. 小規模工事希望者登録制度を創設する事。堺市は現在、代替する制度として、物品調達や、業務委託、役務の提供などの有資格者から選定を行っているが、そうであるならば、零細業者を支援する姿勢を明快に市として示す意味でも、同制度を制定する事。

健康福祉委員会審査分

6. 国民皆保険制度を侵さないという観点から、経済的に困窮状態にある市民へは、積極的に減免や、換価の猶予の申請をすすめ、延滞金の免除をはかる事。当然、資格証明書、短期保険証の発行は行わない事。
7. 高すぎる国民健康保険料を値下げする事。国保に傷病手当金を常設の制度として創設する事。

産業環境委員会審査分

8. 地元建設業者支援育成は堺市の財政再建とも合致する有益な施策である事から、住宅リフォーム助成制度を創設する事。

建設委員会審査分

9. 堺市は貿易港として栄えた素晴らしい歴史を大切にしていなかった。にも関わらず、いまさらベイエリアにいくら税金を投入しても、神戸や横浜など一流のベイエリアに、歴史的蓄積でも、規模的な面でも観光地として勝てるはずも無い。費用対効果を見込めるとは思えないので見直す事。
10. 堺港にイルカに関連した施設を作る計画があるが、動物虐待以外の何ものでもない。国内のみならず、世界からも批判される恐れがある為、実施しない事。
11. 永藤市長は「維持だけでなく制度の拡充」を公約していた事から、おでかけ応援制度の改悪を行わない事。

文教委員会審査分

12. 堺市は、就学援助金の認定児童の割合が年々低下している。義務教育は無償とする憲法の規定を実現する為に、就学援助金の所得の認定基準を抜本的に改善する事。近隣自治体との基準の差を精査し、基準緩和に向けて努力する事。

受理年月日 令和3年11月15日

児童発達支援センターの充実について

陳 情 者 堺市西区
五園さくらの会
会長 福 元 典 子 他 9,640 名

障がいを持つ子どもたちの児童発達支援センターの充実を求める件

陳情の内容

児童発達支援センターでは、通園部門における正規職員が減少し臨時職員が増加しています。障がいをもつ子どもたちにとっては継続性のある正規職員の配置こそが安定した療育環境に繋がります。

子どもたちの生きる力を育む上で必要なリハビリの保障、自立を支援していく上で大切な医療型児童発達支援センターにおける単独通園の充実など、よりよい療育環境実現のために、わたしたち保護者は正規職員の適正な配置を切望します。堺市は、長年療育に力を入れている政令指定都市として、予算縮減の運営を進めることなく現状の問題を見直し、適正な予算を捻出してください。

子どもたちが安全に過ごせるよう、引き続き、設備の充実をお願い申し上げます。また、今後も全ての園に於いて、公的責任のとれる堺市社会福祉事業団による安定した運営と、療育水準の維持及び一層の向上が図られることを切に願い、以下の内容を強く求めます。

<陳情事項>

1. 療育水準を低下させないよう、園児対保育士（児童指導員含む）の比は正規職員3:1を厳守してください。また、堺市社会福祉事業団による運営を今後も継続して下さい。
2. 医療型児童発達支援センターに通う子どもたちの単独通園を一日でも増やせるよう職員体制を保障出来る予算を確保してください。
3. セラピストを増員し、園でリハビリを受ける回数を増やすこと、卒退園後も継続してリハビリが受けられるよう、予算を捻出してください。
4. 通園バスの長時間乗車や自宅から離れた乗降場所は園児の負担になるため、引き続き通園の負担軽減対策をお願いします。

5. 老朽化に伴い、つぼみ園で過ごしやすい環境を整えてもらえるように設備改善をお願いします。

受理年月日 令和3年11月12日

受動喫煙対策について

陳 情 者 堺市南区

子どもに無煙環境を推進協議会 代表理事

一般社団法人 日本禁煙学会 理事

野 上 浩 志

児童福祉施設の受動喫煙ゼロの義務化の条例制定のお願い

陳情の内容

1. 児童福祉施設（児童福祉法第7条1による）は、健康増進法による第一種施設として、敷地内禁煙が定められているはずですが、

しかし、同施設に入所の親子の居室がある場合は禁煙は適用除外規定となっているとのことで（健康増進法第40条：「人の居住の用に供する場所は禁煙の適用外とする」）、ベランダでの喫煙により、居室の排気ファンとは別に設置されている換気口や窓の開閉などを通して近接の居室で受動喫煙の危害を受け、母子ともに健康を害している（乳幼児を含め、ぜん息、呼吸器不調、咳、風邪症状、頭痛など）との堺市内の母子生活支援施設での事例相談が本年6月に本会に寄せられ、当該施設の堺市の所管部局に改善指導の要請をしまりました。

（施設管理者は、居室内での喫煙による汚れと火災防止等から居室内の禁煙を定めていて、ベランダを喫煙可としている。）

2. この件は、本年8月8日に堺市議会にも「児童福祉施設の受動喫煙ゼロの規定制定のお願い」の陳情をし、9月24日には健康福祉委員会で意見陳述をし、堺市長あてにも同趣旨の要請をいたしました。

この陳情書の堺市のご回答では「適用除外となる居住スペースにおける喫煙の取扱いをどうするかは、施設管理者の判断になると考えています。そのため、市としては、法や条例の趣旨を丁寧に伝え、また、居住スペースでの喫煙により入居者の受動喫煙につながらないように、引き続き、理解と配慮を求めていきたいと考えております。」とのことでした。

3. しかし堺市からの再三の連絡・要請にもかかわらず、当該施設での受動喫煙状況には改善が見られていません。

4. かように改善がなされないのであれば、このような第一種施設である児童福祉施設は、受動喫煙ゼロの義務化を盛り込んだ条例制定により、入居者の児童の健康を守る対策に踏み込んでいただかざるをえません。
5. 兵庫県受動喫煙防止条例では「学校、病院、児童福祉施設等の敷地の周囲において喫煙をしてはならない」との健康増進法の上乗せ規定により、児童福祉施設は例外なく敷地内禁煙としています。
 - (1) 広島県がん対策推進条例も「第2条(3) および第24条・第25条：児童福祉施設は敷地内完全禁煙」を規定しています。(上乗せ規定)
 - (2) 和歌山県では、県未成年者喫煙防止条例第12条「知事は、未成年者の健康の保護のため、児童福祉施設の敷地内における喫煙を禁止するよう必要な措置を求めるものとする。」の規定により、母子生活支援施設の敷地内における喫煙を禁止するよう必要な措置を管理者に求め、入居前に敷地内禁煙であることを説明し、同意を得ています。
 - (3) このほか、山形県、秋田県、長崎県、熊本県、大阪市、横浜市などが、敷地内禁煙の他、受動喫煙の危害が無いよう指導・対処・依頼などしています。
6. 健康増進法第27条は、施設管理者も喫煙者も、受動喫煙の害を周りに及ぼしてはならない配慮義務を定め、大阪府受動喫煙防止条例第4条、および大阪府子どもの受動喫煙防止条例第3条も、同様の趣旨の努力義務を定めています。
 - (1) 健康増進法の立法の重点趣旨は「子ども・未成年者を受動喫煙の危害から守る」ところにあります。法は第29条で、児童福祉施設などの第一種施設は、特定屋外喫煙場所以外での喫煙を禁止し、大阪府受動喫煙防止条例は、この第一種施設の特定屋外喫煙場所の設置不可を定めています。
 - (2) このような状況を踏まえるなら、児童の入所施設がこの法第40条の禁煙の適用除外規定により受動喫煙の危害を受け続ける実態は放置・放任されるべきではありません。
健康増進法、および大阪府受動喫煙防止条例では、法および条例を超える内容を市の条例で規定できることとなっていることから、兵庫県、広島県、和歌山県などのような上乗せ規定により、母子生活支援施設を含む児童福祉施設内の受動喫煙ゼロの義務規定の市条例の制定をお願い申し上げます。

<陳情事項>

健康増進法、および大阪府受動喫煙防止条例では、法および条例を超える内容を市の条例で規定できることとなっていることから、兵庫県、広島県、和歌山県などのような上乗せ規定により、母子生活支援施設を含む児童福祉施設内の受動喫煙ゼロの義務規定の市条例の制定をお願い申し上げます。

受理年月日 令和3年11月15日

行政にかかる諸問題について

陳情者 堺市堺区

堺社会保障推進協議会

会長 今田光俊 他 3,899 名

陳情の内容

新型コロナウイルスによる感染拡大により緊急事態宣言が幾度も発令され、医療介護の現場はもとより多くの企業が厳しい状況に迫られています。持続化給付金や休業要請支援金も満身に給付されず、昨年以上に個人消費が落ち込み、不況がさらに深刻になっています。このような状況下においても、国による社会保障費の削減が続き、社会保障制度の改悪が次々と実施されています。国の悪政の下、自治体は市民生活を守る防波堤とならなければなりません。それが喫緊の課題です。私たちは、堺市が政令都市としての権限や財源を十分に活かして、社会保障を充実させるように以下の事項の実現を 3,900 筆の要望署名を添えて、陳情いたします。

<陳情事項>

健康福祉委員会審査分

1. 災害や感染症対策として市民の命を守る医療体制をつくって下さい。
PCR 検査をもっと拡充し、ワクチン接種がすみやかに実施できる体制を強化して下さい。
特定健診の内容の充実・がん検診の無償化は続けて下さい。
2. 堺市の高すぎる国民健康保険料を引き下げて下さい。
特に子どもの保険料を下げ子育て世帯の負担を軽減して下さい。
コロナ禍の下、すべての資格証明書の世帯に保険証を発行して下さい。
コロナ関連の減免の拡充と手続きを簡素化して下さい。
医療費一部負担金の減免は市民がもっと活用できる制度に改善して下さい。
3. 介護保険料を引き下げて下さい。専門職による介護サービスを継続して下さい。
加齢性難聴は本人が気づきにくいいため聴力検査・検診の実施及び補聴器購入の助成をして下さい。
4. 子ども医療費を完全無料化し、子育てしやすい堺市にして下さい。

5. 障がい者が地域で安心して暮らせるよう、障がいに応じた多様な「暮らしの場」を確保して下さい。
6. 生活保護に関してケースワーカーを基準どおりに増員し、必要な時にすみやかに利用できるようにして下さい。扶養照会は申請者の意思を尊重し、強要しないで下さい。

文教委員会審査分

7. 少人数学級の実現や就学援助の認定基準を引き上げるなど、子育てしやすい堺市にして下さい。
給食費は無料にして下さい。中学校給食は選択制ではなく、小学校のような完全給食にして下さい。

受理年月日 令和3年11月15日

交通対策について

陳 情 者 堺市南区

新日本婦人の会 泉北 NT 支部 花みずき (晴美台) 班

奥 野 陽 子

陳情の内容

私たちは、堺市南区晴美台に居住するものです。以下3つの案件について要望致します。

<陳情事項>

1. 晴美台・左回りのバスの運行を要望します。

晴美台3丁にある近商ストアへの買い物客や槇塚台・医療センターへの通院客の帰りのバスがなく、不便極まりありません。ぜひ、晴美台左回りのバスの運行を早急に実現してください。

2. 大型車両と南海バス (高倉台回り) の路線変更 (スマ・エコタウン経由) に伴う振動・騒音・排気ガスの軽減を要望します。

堺東高校正門前の道路は、傾斜が急こう配で路面のデコボコがひどく、ブレーキを踏むのでバウンドすることが避けられません。その為の振動や騒音の激しさのゆえに、沿道の住民の複数名の方々から、健康状態の悪化を訴えておられます。1日も早く、安眠・安心で快適な毎日を過ごせるように振動・騒音緩和を実現して戴くよう、道路の路面改良工事を強く要望致します。

3. 晴美台周辺道路に、自転車レーンを早急に作ってくださることを要望します。

晴美台には、はるみ小学校、晴美台中学校、堺東高校、帝塚山学院高校・大学校と、多くの学校が建つ文教地区となっています。生徒の多くは、自転車通学をしています。特に堺東高校の建つ場所は、海拔100mと高台にあり、泉ヶ丘駅まで猛スピードで下って行き危険極まりありません。早急に晴美台周辺道路に自転車レーンを作ってくださることを要望します。

受理年月日 令和3年11月5日

公共交通について

陳 情 者 堺市南区

城山台回りのバス路線改善を求める会

代表 片 山 美智子

城山台からのバス利用に関するお願い

陳情の内容

南区城山台は堺市の南端で自然豊かな土地です。地域センターには以前はいろいろなお店が充実していましたが、今は高齢化で店舗もいろいろ変わり、以前のような便利さは無くなりました。スーパーもあり医療センターも充実していますが、光明池駅付近や泉ヶ丘駅付近へ出かけなければいけないことも多くなりました。城山台のバスを利用している人たちから、「区役所に行くのが不便になった。泉ヶ丘駅に行く途中で南区役所付近に寄ることができたら便利になるのに」という声から、南海バスへの要望書を出しました。しかし、南海バスからは、「梅美木多駅経由にした場合の事業性・採算性が悪化する」との理由から「経路変更は困難」との回答でした。

南区では自動車が無ければ移動に不便です。高齢になれば自動車運転の不安から、バスの利用が生活に欠かせなくなってきました。高齢化が進み、安全に出かけるためにも、巡回バスの充実が大切だと考えます。南区ができた当初は役所等へのふれあいバスが定期的に回っていましたが、おでかけ応援バス制度ができ、ふれあいバスはなくなってしまいました。南海バスでは担いきれないところを、堺市としてどう充実していくのかの検討をお願いします。以前、運行していたふれあいバスを再開し、市民が市の施設を使いやすくなる施策に取り組んでください。高齢になっても気軽に出かけられることで健康を保ち、元気であることができます。それは、ひいては堺市のために良いことになると思います。

また、おでかけ応援バス制度があることでとても助かっています。市民が使いやすいバスの運行を南海バスに任せるだけでなく、堺市としてどう担っていくのかを検討していただくことに加え、おでかけ応援バス制度(65才からの利用)を拡充し、若い人も含めより幅広い生活者への利用を広げる施策を行い、みんなが住みやすい堺市にさせていただきますようお願いいたします。

<陳情事項>

1. 城山台から南区役所に行きやすくなるバス路線ができるよう南海バスへの働きかけや援助をしてください。
2. 南区のバス運行を南海バスに任せるだけでなく、堺市として責任をもって、市民が便利に出かけることのできるバス運行を考えてください。
3. ふれあいバスを再開し、市民が市の施設を利用しやすくなるようにしてください。
4. おでかけ応援バスの現行制度（65才から）を守り、よりたくさんの方が生活しやすい南区にするために更なる拡充をしていってください。

受理年月日 令和3年11月9日

公共交通について

陳 情 者 堺市南区
堺市のバス・公共交通を考える会
松 永 健 治
堺市西区
小 池 哲 夫 他 3,596 名

バス・公共交通に関する要望署名

～おでかけ応援制度の「改悪」反対、拡充を求めます～

陳情の内容

日頃、市民の暮らしを守り、円滑な移動を保障するためにご努力されていることに敬意を表します。

今堺市議会に、おでかけ応援制度の「改悪」が提案されようとしていることに、強い不満を持っています。絶対に「改悪」しないで下さい。

そもそもおでかけ応援制度は、市民に定着しており、かけがえのない大事な制度です。堺市の調査報告書でも、「社会的効果は大きい」と記しています。永藤市長自身も、先の市長選挙で「拡充する」と公約しておられました。私たち市民への約束です。それを裏切ることのないように、「改悪」は止めて、「拡充」してください。

市民から寄せられた署名（第1次分）を添えて、改めて要望します。よろしくお願いします。

受理年月日 令和3年11月15日

教育環境の整備について

陳 情 者 堺市北区

学校のエアコン設置を進める会

代表 吉 田 実

少人数教室などすべての教室にエアコンを

陳情の内容

昨今、全世界は人間自らの活動のせいで、地球の温暖化・気候危機に見舞われています。ここ堺市も、都市部の「ヒートアイランド現象」も重なって、夏は災害級の異常な高温に連日見舞われています。堺市教職員組合がおとし調査したところでは、中学校の美術室で35℃前後と、真夏はまさに「蒸し風呂」状態でした。一方、冬は、まったく暖房器具がない学校、ストーブで寒さをしのいでいる学校もあります。

このような法律（日本国憲法・教育基本法・児童の権利条約・学校労働安全衛生法など）に反する過酷な環境を放置することは、一刻も許されない状況です。堺市は「政令指定都市」になったにもかかわらず、東京や大阪府下の他の衛星都市よりも、遅れをとっている現状です。

数年前から、幼～中3までの普通教室や保健室・図書室・音楽室・職員室に設置されてきました。そして、昨年度ようやく美術室・調理室・理科室（1か所のみ）に設置する工事がおこなわれました。

しかし、まだ、すべての少人数教室・技術室・被服室・未設置の理科室には設置されていません。特に英語科（数学科・国語科）では、毎回のように少人数教室を使い使用頻度はきわめて高いといえます。市民の多くは、幼・小・中学校の普通教室・特別教室すべてにエアコンが設置されていると思っております。

まず、使用頻度が高い少人数教室に、優先的に設置してください。普通教室にまで太い管がきているし、少子化で空き教室を少人数教室に転用している学校が多いわけで、国からの補助金もありますので、そんなに多額の費用が必要ではないと思われまます。

不要不急の大型開発は、断念して児童・生徒にあたたかい施策を、市教委にもとめるものです。

<陳情事項>

1. 少人数教室・技術室・被服室・すべての理科室にもエアコンを設置してください。
2. 児童・生徒と教職員が使うすべての部屋に、エアコンを設置してください。

受理年月日 令和3年11月10日

公立幼稚園について

陳 情 者 堺市堺区

堺市の公立幼稚園の存続と充実を求める市民の会

代表 乾 房 代

山 唄 悟

堺市の公立幼稚園の存続と充実を求める陳情書

陳情の内容

2020年11月議会で、堺市立幼稚園にかかわる議案が付帯決議とともに採択されました。その後の2月、5月、8月の3回の議会に、「堺市の公立幼稚園の存続と充実を求める陳情書」を提出し付帯決議にある①特に配慮を必要とする子どもたちへの就学前児童教育の充実について必要な事項を洗い出し、条例施行後速やかに施策を補完すること、②幼児教育センター機能の構築を速やかに実現することの2点についての、具体的な方策を求める陳情を行いました。

存置する4園において付帯決議を履行するためには、人の配置、教育環境整備が必要であることを訴えてきましたが、具体的内容をご回答いただくことができませんでした。

文科省は、幼稚園や保育園、認定こども園に通う幼児が小学校1年生へと円滑に移行できるよう新たな教育プログラムを2022（R4）年度からモデル実施するとしています。この文科省の新たな教育プログラムは民間施設も含めた対応を求めるもので、既に実施している「幼児教育堺スタンダードカリキュラム」と異なる内容であるなら、現在160を超える堺市内民間園に対し、先導的役割を担う研究実践園が公立の4園のみでは、その影響力はあまりにも微力なのではないでしょうか。このままでは堺の公立幼稚園が行ってきた、「のびのびと健やかな成長」を育む教育が教職員の多忙化により阻害されるのではないかと懸念するところです。

改めて訴えますが、堺市幼児教育基本方針（改定版）には、「公立の教育・保育施設における研究実践機能の強化」として、「本市全体の幼児教育の課題やニーズを踏まえた実践的な研究やモデルとしての先導的な取り組みを行う。また、その成果の蓄積と発信を行うなど、幼児教育センター機能の充実を図るための中核的な役割を担う」と提起しています。しかし、現在の人員配置や環境状況では、現場に負担を押しつけるのみであり、基本方針で提起しているような研究実践園として

の先駆的な取り組みを進めていけるとは到底考えられません。

よって、公立幼稚園の良さを継承し、更に充実させていくために、以下陳情いたします。

<陳情事項>

1. 研究実践園として強化するための具体的ビジョンとプランを、今年度中にお示してください。
2. 存置する4園が研究実践園の名に値する実践を積み重ねて行くためには、教員が教育に専念できる環境を整えていくことが重要です。したがって、常勤教員の加配を行うとともに、教員が事務職を兼任しなくてもいいように、専任の事務職員を配置してください。
3. 存置する4園を研究実践園として充実させるために、教育環境整備の維持補修だけでなく、具体的ビジョンとプランに沿った改修計画を策定してください。
4. 研究実践園において給食を実施することは重要な要素であり、保護者が園を選ぶ大きな要因でもあります。安全で安心な給食を実施し、幼児の“食育”に活かしてください。なおその際、自園調理での実施を求めます。
5. 閉園予定園の最終年度は、単学年1学級になります。それでも敢えて、今年度入園を選択された保護者や子どもたちに対して、安心できる具体的な配慮が必要です。したがって、教職員数を決して減らすことのないよう、また教育活動において充実をはかるため他園交流なども取り入れることができるよう、必要な予算措置をしっかりと講じてください。

受理年月日 令和3年11月15日

放課後施策について

陳 情 者 堺市北区

堺市立新金岡小学校のびのびルーム保護者会

会長 柴 崎 一 樹

陳情の内容

平素は堺市の放課後児童対策事業にご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

私たちは、学童保育所（のびのびルーム）へ子どもを預け、働きながら子育てをする保護者です。私たちにとって学童保育所は、保護者が安心して働き、子育てをするために、必要不可欠な場所となっています。

緊急事態宣言が解除により、のびのびルームでは密を避けるためのさまざまな対策や、日々の消毒作業など、感染防止のためのたたかいが続けられています。遊び場所や内容を制限せざるを得ない状況の中で、指導員が工夫しながら子どもたちを日々見守ってくれています。今こそ、未来の宝である「子ども」たちの健やかな成長と発達のために、制度の改善を行ってください。

私たち保護者会は、子どもたちに安全で豊かな放課後の生活を保障するために下記の事項について陳情いたします。

<陳情事項>

1. プロポーザルによる事業者選定について

近年、学童保育への民間企業参入が進んでいますが、他のルームでは運営事業者変更の際に指導員の雇用が継続されず、長年働き続けてきた指導員が雇い止めにあったり、新しい企業との折り合いが上手くいかずに退職されるといったケースが出てきています。

今回のコロナ禍は年度の変わる時期と重なったこともあり、教育現場も保育の現場も大変な混乱がありました。ただでさえも不安な日々を過ごしていた子どもたちにとっては、「いつもの先生」「いつもの学童保育」が与える安心感は大きいものでした。

仕様書に基づく運営や、保護者アンケートだけではなく、現場の指導員の声や意見を聴いてください。

3年の期間限定であるプロポーザルを取りやめ、堺市が責任をもって、これまでの管理運

営の経験を生かし利用者や関係者、市民の声に耳を傾けることでより良い事業の実施を推進してください。

2023年度からの放課後施策について、今までどおり子どもたちが安心して保育を受けられるよう、また保護者が安心してあずけられるような配慮をお願いします。

2. 指導員の配置について

3年前から実施された利用率による組織数計算方法の変更により、指導員配置が2名減っています。

指導員の配置については現在、定員40人に対し2人を配置する基準となっていますが、感染症対策のため、平常時に比べてより多くの指導員の人数が必要となっています。利用率による無理な指導員配置を取りやめ、子どもたちの安全を第一に考えた指導員配置へと、基準を見直してください。

また、夏休みに新入生が入室し、多くの児童が保育を受けています。指導員の配置が行き届かない場合が見られます。特例措置を取るなどして、十分な指導員体制を整えてください。

3. 指導員の処遇改善について

新型コロナウイルスが広まった状況下、のびのびルームでは児童の受け入れを継続しており、お互いに感染のリスクを抱えながらの保育を行っています。以前、陳情の回答では『指導員の処遇改善につきましては、課題であると認識しており、個々のスキルアップやモチベーションの向上につながるよう引き続き予算の確保に努めていきます。』との回答を頂いています。その具体的な内容の提示をお願いします。

慰労金についてはQUOカード2万円分が支給されましたが、引き続きその業務量に見合った賃金追加支給等の検討をお願いします。

4. 設備及び定員問題について

指導員配置が減る一方で、数年前からの利用率による定員設定により、定員が大幅に増加し、現場では、子どもたちの受け入れ体制に混乱が生じています。新金岡のびのびルームの利用者は近年増加傾向にあり大規模マンションの建設と府営住宅の建て替え工事に伴い、子育て世帯の増加が見込まれます。入所を希望するすべての子どもたちを安全に受け入れることができるよう、利用率による無理な定員設定の廃止をお願いします。

ルームへのパソコン、プリンター、インク、業務用掃除機の設置など、少しでも指導員の負担を減らすためにも国の補正予算などを活用して早急に設置してください。

また、3教室のうち2教室の床はフローリングになり、掃除のしやすさ、衛生面、安全面とも快適に使用できるようになりました。計画的・継続的な環境整備をしていただいています。1室だけが絨毯であり、子どもたちが不公平感なく安全に快適に過ごせるように、残り1室も早急にフローリングへの張り替えを要望します。

5. 駐輪場の設置について

駐輪場は『学校の協力のもと指定の位置に駐輪』とのことですが、現在、ルームには自転車駐輪場が設置されておらず、校舎沿いに駐輪し子どもたちの移動の際、接触し怪我の可能性があり危険です。荒天時には転倒したり、また雨ざらし状態で駐輪状況が劣悪です。また学校教員の駐輪場は満車の状態であります。指導員が気持ちよく出勤でき、仕事に打ち込めるよう早期の屋根付きの自転車駐輪場の設置をお願いします。

6. 負担金について

堺市は大阪府内でも高い負担金（月額：8,000円＋おやつ代2,000円）であり、家庭には大きな負担となり、必要であっても利用できない家庭もあります。

負担金についてはきょうだい減免は実施しておらず所得に応じた減額・免除制度を設けているようですが、コロナウィルスの影響で世帯収入が減収した家庭・負担金の納付が困難な家庭には、きょうだい減免制度の導入等特別な負担経過措置を検討してください。

7. 電灯の設置について

先日、指導員がルーム終了後、施錠・セキュリティをして帰宅するため、ルーム南側校舎沿いを歩いて帰宅していたところ校舎の段差につまずき転倒し、膝を骨折する事故が発生しました。

ここは夜間、電灯もなく冬の時期は真っ暗な状態であり、事故した指導員も「真っ暗で全く見えなかった」とのことでした。

このような状況ですので、指導員・子どもたちの事故を防ぐため校舎沿いに電灯の設置を至急お願いします。

受理年月日 令和3年11月12日

放課後施策等について

陳 情 者 堺市北区
堺学童保育連絡協議会
会長 松 谷 有 紀

陳情の内容

平素は堺市の放課後児童健全育成事業（以下、学童保育事業）にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルスの感染者が減少する中、子どもたちの放課後生活は少しずつ規制が緩和されてきています。しかし、年末、年始の感染「第6波」も想定しながら、現場では、こどもたちの健康と命を守る取り組みとして「手洗い、消毒、マスクの着用、おやつ、昼食時のマスクルール」を徹底しているところです。

コロナ禍においても、かけがえのない子どもたちの放課後の生活を豊かなものにするため、指導員の方々は創意工夫しながら様々な実践が行われています。

のびのびルームは就労家庭やひとり親家庭にとってはなくてはならないこどもたちの居場所であり、社会的必要性が再認識されました。また、2023年4月にむけて「放課後児童対策事業の統一」をめざす堺市として、どのような学童保育事業を展開しようとしているのか明確な回答を行ってください。実施主体である堺市としての責任を果たしていただくように、以下の項目を陳情いたします。

<陳情事項>

1. 放課後児童対策事業の評価と再構築について

堺市教育委員会は「複数の放課後児童対策事業があることについては課題であり、事業を統一していく必要があると認識している。今後、放課後の施策が利用するすべての児童にとって、よりよいものとなるよう事業の統一化について検討を行う」と回答され、現在、実施しているすべての「のびのびルーム、堺っ子くらぶ、放課後ルーム」の運営期間を2023年3月末としてきました。

しかし、現在、運営事業者の公募において「堺っ子くらぶ5校」の履行期間は3年間とな

りました。これは、2023年度の放課後児童対策事業の統一に向けた取り組みに変更があったということでしょうか。堺市の放課後児童対策事業には運営方法、施設、児童規模、指導員確保等に課題があります。特に、大規模ルームの問題は施設確保も困難であり、早急な改善策が求められています。

また、8月に「堺市財政危機脱却プラン（案）」がまとめられ、現在、パブリックコメントが実施されています。外郭団体の見直しのところに「堺市教育スポーツ振興事業団の放課後児童対策事業への参画の見直し」があげられ、令和4年度に実施とあります。1997年から24年間、のびのびルームの運営を担ってきた堺市教育スポーツ振興事業団をどのように見直すのでしょうか。

放課後児童対策事業の統一と様々な課題改善、堺市教育スポーツ振興事業団の見直しに向けて、どのように取り組まれるのか方針を教えてください。

そして、「子育てのまち、堺」として全国に誇れる内容にするために、パブリックコメントを実施だけでなく、保護者、こども、指導員の代表を委員とした検討委員会をつくり、保護者、こども、指導員の意見を積極的に取り入れてください。

2. のびのびルームの運営

放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準に「一つの支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする」とあります。のびのびルームは概ね40人を1組織としていますが、組織ごとの運営にはなっていません。1組織ごとの運営を行ってください。

3. のびのびルームの施設

放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準に「遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品を備えなければならない」「専用区画は児童一人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならない」「専用区画並びに設備及び備品は放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない」「専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない」とあります。

のびのびルームは静養する場所がない。専用教室では児童一人1.65㎡の広さは確保されていない。共用教室を使っているが保育場所の変更や荷物の移動など利用者に支障がでている。大規模ルームでは詰込みの状態であり、衛生面、安全面は確保できていない。などの問題は放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準に違反しているので早急に改善してください。

4. のびのびルームの指導員

堺市教育委員会は「国では参酌基準として指導員の配置は支援の単位ごとに各地方自治体

の判断で1人とする可とされていますが、本市では2人としています」としていることは評価します。今後も継続してください。

放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準に「職員は常に自己研鑽に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない」「放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない」とあります。

のびのびルームでは指導員の労働条件が改善されていません。国の「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」の補助金をうけて、職務にふさわしい処遇改善と労働条件の確立を行ってください。

5. 最低基準の目的、最低基準の向上

放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準に「児童福祉法第34条の8の2第1項の規定により市町村が条例で定める基準は利用者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障する」「市町村は最低基準を常に向上させるように努めるものとする」とあります。

のびのびルームの運営方法、施設、児童規模、指導員確保等に課題があることは指摘してきましたが、その改善にむけて時間がかかりすぎです。常に向上させる取り組みをすすめてください。

6. 新型コロナウイルス感染症予防対策について

(1) 衛生用品の配布の充実

のびのびルームへの衛生用品（マスク、消毒液、ハンドソープなど）の配布を定期的に継続して行ってください。

(2) 指導員への慰労

のびのびルームの指導員は、現在も通常業務以外の教室やトイレなどの施設や保育道具の消毒作業を続けています。引き続き、指導員への慰労について検討を行ってください。

受理年月日 令和3年11月15日

令和3年 第4回市議会(定例会)陳情書綴

令和3年12月 発行

編集・発行 堺市議会

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

TEL 072-233-1101

URL <http://www.city.sakai.lg.jp/shigikai/>

印刷 真生印刷株式会社

堺市行政資料番号
1-B2-21-0058



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。